年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

青森国民年金 事案 505

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月から41年3月までの期間、44年11月から45年3月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月から41年3月まで

- ② 昭和44年11月から45年3月まで
- ③ 昭和46年4月から47年3月まで
- ④ 昭和51年1月から52年3月まで

申立期間①については、婚姻前であり、会社を辞めた時に、会社から国民年金への加入について指導され、自分で加入手続し、納付書で 国民年金保険料を納付したと思う。

申立期間②から④までについては、婚姻後の期間であるが、当時、 亡き夫は自営業を営んでおり、私は専従者として事務に携わってきた。 亡き夫は事務には一切関与せず、私が亡き夫の国民年金の加入手続も 行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたが、亡き夫 の保険料が納付済みであるにもかかわらず、私の保険料が未納とされ ているのは納得がいかない。

国民年金保険料額などは覚えていないが、確定申告の際は保険料も 控除されるし、納付しないということはあり得ないので調査してほし い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和42年3月*日に婚姻し改姓しているところ、申立人が所持している国民年金手帳を見ると、記載されている氏名は旧姓となっているとともに、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は40年8月11日とされ、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪

失日と連続している上、同手帳の発行日は同年9月28日とされていることから、当該厚生年金保険被保険者の資格を喪失して間もなく国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、申立人の主張に不自然さは無い。

また、当該加入手続の時点において、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であり、申立人が当時自ら国民年金の加入手続を行いながら申立期間の保険料を未納のままとする特段の事情は見当たらない。

申立期間②及び③については、婚姻後、申立人が夫婦の国民年金加入手続を同時に行い、それ以降申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を常に一緒に納付してきたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の亡き夫の国民年金被保険者資格取得日は平成9年に厚生年金保険との期間重複により昭和44年12月1日に記録訂正されるまでは、申立人と同一日の同年11月30日であったことが確認できる上、その亡き夫の保険料は同月分からの当該期間について納付済みであることが確認できることから、当該期間における、申立人の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

一方、申立期間④については、一緒に納付していたとする申立人の亡き夫も未納となっていることが確認できる上、申立人が申立期間④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月から41年3月までの期間、44年11月から45年3月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C 支店における資格取得日に係る記録を昭和33年1月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月10日から同年5月1日まで 私は昭和27年にA社に入社して以来、平成5年に定年退職するまで 一度も退社等したことが無く継続勤務している。事実を証明する資料 等は無いが、B社年金担当部署に照会すれば、脱落している年金加入 期間が判明すると思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の発令簿、雇用保険の被保険者記録及び元同僚の証言等から判断すると、申立人が当該事業所に継続して勤務し(昭和33年1月10日にA社本店営業部から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和33年5月のオンライン記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は 無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事 務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資 料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。 青森厚生年金 事案 360 (事案 181 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人のA基地B部隊における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和28年1月17日、資格喪失日は同年7月1日であることが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月17日から同年7月1日 まで 私は、C事務所が管理するD基地従業員として勤務していたが、転 勤によりE県FにあるA基地に異動した。その後、またC事務所に転 勤となったが、この間、厚生年金保険料は引き続き給与から控除され ており、給与の手取額も同じであったにもかかわらず、A基地に勤務 していた期間が厚生年金保険の加入期間となっていないことに納得で きない。

第三者委員会で調査した結果、A基地に勤務していた厚生年金保険記録が確認できる資料は無いと言われたが、私は、A基地で勤務していた期間において異動はしておらず、A基地に転勤した直後は、業務の日程表についてD基地に報告をしていたが、その後、G支庁に報告するようになっただけである。A基地に勤務していたときの給与は、毎月10日にG支庁から支払われていた。引き続き勤務していたにもかかわらず、G支庁での加入記録しか確認できないことは納得できない。

私と同じくA基地でずっと一緒に勤務していた元同僚たちにはG支 庁のほかにA基地の期間についても厚生年金保険の加入記録が確認さ れている。当時、A基地はHの基地と呼ばれていたが、社会保険事務 所(当時)に届け出られている名称については不明である。再調査を お願いするとともに申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めて ほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除された事実を確認できる給与明細書等の関連資料が無い上、I事務所(旧C事務所)が保管する申立人の従業員台帳からは、昭和25年8月5日採用、平成4年6月30日定年退職であることは確認できるものの、A基地で勤務していた事実までは確認できないこと、及び申立期間における元同僚の記録から、A基地B部隊の事業所名は確認できるものの、当該事業所の厚生年金保険事業所別被保険者名簿は存在せず、申立人の厚生年金保険の被保険者記録を確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年4月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、A基地B部隊において申立人と一緒に勤務していた元同僚の証言及び当該元同僚の厚生年金保険の加入記録が確認された。

また、申立人は、申立期間については、C事務所から転勤によりA基地に異動したものであり、継続して勤務していたと述べているところ、I事務所は、「申立人に係る従業員台帳に、昭和25年8月5日採用、平成4年6月30日定年退職と記載されており、申立期間は継続して雇用している。」と回答しており、雇用保険の加入記録は、昭和27年4月29日から平成8年6月30日まで確認できる。

さらに、A基地B部隊で厚生年金保険記録がある元同僚J氏は、「自分は、A基地で働いていた。申立人はKというニックネームで呼ばれていた。」と証言している上、元同僚L氏は、「申立人にA基地を紹介してもらい、G支庁の食堂に空きができるまでということで勤務した。」と証言している。

加えて、社会保険業務センター(当時)が管理する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)に、当時のC事務所において、資格喪失年月日は昭和28年1月17日、喪失原因は「転」と記載されていることから、転勤により資格を喪失したものと推認される。

その上、申立人は事業所名を「A基地」と申し立てているものの、事業所名簿及び厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)には当該事業所名は無いほか、申立期間におけるA基地の元同僚について、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票(以下「記号番号払出票」という。)、旧台帳いずれにおいても、事業所名は「A基地B部隊」と記録されているところ、M社会保険事務局(当時)は、「A基地B部隊に係る事業所名簿及び被保険者名簿が無いことについては不明である。適用年月日及び全喪年月日も不明である。」と回答している。

また、記号番号払出票により、A基地B部隊の事業所名で厚生年金保

険被保険者記号番号が払い出されている厚生年金保険被保険者は27人確認できるものの、当該事業所に係る被保険者名簿が保管されていないことにより、適用年月日及び全喪年月日は不明であり、その他の厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていない被保険者を把握することができない。

さらに、申立人については、G支庁の被保険者名簿に記録があるものの、旧台帳が無い上、申立人と同じD基地からA基地に転勤した元同僚N氏も、旧台帳及びオンライン記録において、I事務所の記録はあるがG支庁の記録は無い。

以上のことから、社会保険事務所におけるA基地B部隊に係る厚生年金保険被保険者名簿の管理不備がうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 28 年 1 月 17 日に被保険者資格を取得し、同年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立人の申立期間前後のオンライン記録から、8,000円とすることが妥当である。

青森国民年金 事案 506

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年5月まで

私は、申立期間について、生活保護法による生活扶助又はその他の援助を受けた記憶も、国民年金保険料の免除手続もした記憶が無いにもかかわらず、A町(現在は、B町)及び社会保険事務所(当時)における国民年金保険料の納付記録が法定免除期間とされているのは納得できない。

昭和36年4月から国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していた記憶があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、「生活保護法による生活扶助又はその他の援助を受けた記憶も、国民年金保険料の免除手続もした記憶は無い。」と主張し、その友人も申立人は、「生活保護法による生活扶助は受けていなかったと思う。」と証言しているところ、C県D局は、申立人の申立期間における生活保護受給の有無に関し、「申立期間当時の生活保護の受給者名簿・台帳は保存年限の経過により存在せず、現存する資料によっても確認できない。」としている上、B町では、申立人が昭和36年度から39年度まで国民年金保険料の法定免除期間とされた経緯及び免除理由について、「保存年限満了により免除申請書及び法免該当届は既に廃棄されており、経緯及び免除理由とも不明である。」と回答している。

しかしながら、国民年金保険料の免除に関する届出・申請の手続は、 制度上、被保険者の届出・申請により行われることになっていることか ら、届出・申請が無いにもかかわらず免除処理が行われたとは考え難い。 また、申立人は、「申立期間に係る国民年金保険料は、毎月、所属集落の当番集金人に納付するか、自分が当番の時は集金した保険料をE組合F支所へ持参し納付してきた。同支所には女性職員が二人勤務していた。」と述べているところ、申立人の居住地区の行政連絡組織であり、国民年金保険料の徴収も行っていたG地区会の現会長は、「同地区会が発足したのは昭和50年であり、それ以前は納付組織は存在しなかったと思う。」と証言している。

さらに、申立人は、「国民年金保険料の納付は現金で行った。持っていた国民年金手帳には印紙が貼られていた記憶は無い。」と主張しているが、申立期間当時の保険料の納付は印紙検認方式で行われていたことから、その主張とは符合しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

青森厚生年金 事案 361

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和38年9月8日から39年9月8日まで 私は昭和38年2月1日から39年9月8日までA社で働いていた。私 としては同年9月8日まで勤務していた記憶がある。なぜなら、その日 から国民年金に加入したからである。本当は一緒に働いていた友人が分 かればいいが、今はこの会社は無く調べることはできない。申立期間を 厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認することはできる。

しかしながら、申立人は、昭和38年2月から39年9月まで継続して勤務していたと主張しているものの、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録がある同僚11人から聴取したところ、申立人の退職日を特定することができる証言を得ることはできなかった。

また、申立期間のうち昭和39年4月まで当該事業所に勤務していた元事務担当者は、「申立人の給料から厚生年金保険料が引かれていたかどうかは分からない。」とし、その事務を引き継いだ後任事務担当者は、「申立人は知らない。」としているほか、38年11月に厚生年金保険被保険者資格を取得し、47年11月まで当該事業所に在籍していた従業員は、「私が働いていた時には女子が4、5人いたが、申立人はいなかったと思う。」と証言している。

さらに、A社は昭和 47 年 11 月 30 日に適用事業所では無くなっており、 後継会社であるB社及びその事業主の連絡先が不明なため、関連資料及び 証言を得ることはできなかった。 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。